

平27福情答申第3号

平成27年6月8日

福岡市教育委員会 様
(指導部学校指導課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成26年5月12日付け教指指第71-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成21年度～平成23年度〇〇中学校において、部活動指導者・補助指導者に対して指導を委嘱する際に、「守秘義務」について通達した文書」の非公開の件

答 申

第1 審査会の結論

「平成21年度～平成23年度〇〇中学校において、部活動指導者・補助指導者に対して指導を委嘱する際に、「守秘義務」について通達した文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成26年2月21日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成26年2月12日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成26年2月21日、実施機関は本件対象文書については保有していないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成26年4月9日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書にて、おおむね次のように主張している。

- (1) 「学校における個人情報取扱いマニュアル」によると、「部活動指導者・補

助指導者は公務員ではない人もいますが、守秘義務が必要な者と規定し、指導者を委嘱する時に、守秘義務があることを、学校長が書面で指導しましょう」との記載があるため、「守秘義務」について通達した文書が存在しないというのは不当である。

- (2) 補助指導者は、顧問としての責任を負うことがなく、顧問のサポート役・協力者の立場であるからこそ、確実な文書での指導が必要なのではないか。
- (3) マニュアルが、「Q&A」のような曖昧で、敢えて解釈のグレーゾーンを生み出すような形態で書かれていることには、以前から不可解に感じているが、本件の弁明意見として、どのように理解すべきか疑問である。
- (4) 福岡市教育委員会自らが作成したマニュアルに書面での指導の記述があるのにも関わらず、自ら、口頭での指導を弁明していることが、滑稽である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年3月11日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件非公開決定処分は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

「部活動指導者・補助指導者」についてであるが、部活動指導者は一般的に「顧問」と言われ、学校に勤務する教員がその役割を担っている。一方で、補助指導者とは、部活動において、専門的な技術をもつ大学生や社会人などを学校長が推薦し、実施機関が承認して配置するものであり、〇〇中学校では、平成21年度から平成23年度まで、それぞれ6名の補助指導者が配置されていた。

部活動の運営に関しては、顧問が行うものであり、補助指導者は顧問の役を担い、さらにその責任を負うことはなく、あくまでも顧問のサポート役、つまり協力者である。

本件対象文書は、実施機関が作成した「学校における個人情報取扱いマニュアル」の「個人情報Q&A」にある、「部活動指導者・補助指導者は守秘義務

があるでしょうか。」という問いに対する回答に記述されていることをもとに、学校長が補助指導者に守秘義務があることを書面で指導した文書の公開を求めているものである。

(3) 本件決定を行うに至った理由について

本件請求に係る対象文書について、学校に確認したところ、学校長は守秘義務に限らず、体罰の禁止等も含めた服務上の禁止事項について、補助指導者に対して口頭で指導したとのことであり、書面は作成されていないとのことであった。

「学校における個人情報取扱いマニュアル」には、「書面で指導しましょう。」との記述があるが、〇〇中学校では学校長が、書面を作成せずに口頭で指導したものである。

(4) 結論

以上の理由により、本件非公開決定処分は正当かつ妥当なものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

実施機関が策定している「学校における個人情報取扱いマニュアル」によると、「部活動指導者・補助指導者は公務員ではない人もいますが、守秘義務が必要な者と規定し、指導者を委嘱する時に、守秘義務があることを、学校長が書面で指導しましょう」とあり、守秘義務について、学校長が書面での指導を行うこととしている。

そうすると、本件対象文書としては、当該マニュアルに基づき、学校長が守秘義務について指導した書面が該当するといえる。

2 対象文書の存否について

当審査会で調査したところ、当該学校においては、守秘義務については学校長が補助指導者に口頭で指導を行ったため文書を作成していないとのことであり、口頭で指導を行ったことを確認できる書面についても確認することができなかつ

た。

また、学校長が補助指導者を推薦し、教育委員会が承認する一連の手続きの中で、補助指導者が受領した書面の中に職務上の守秘義務について言及しているものがないか確認を行ったが、該当する書面は存在しないとのことであった。

よって、当審査会としては、審査請求人が公文書公開請求を行った案件に関しては、対象文書は存在しないものといわざるを得ない。

3 付言

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、条例第23条第3項に基づき、情報公開制度の適切かつ円滑な運営の前提として、条例第41条に規定する公文書の適正な管理という観点から以下のとおり付言する。

「学校における個人情報取扱いマニュアル」について検討すると、個人情報の適切な取扱いや守秘義務などの法令上の義務等を確実に周知するための手段を記した内容となっており、いわゆる業務上の手引書としての性格を有し、福岡市立学校における個人情報保護に関する取扱いをまとめた実務上の指針となるものであって、法的拘束力があるものとまではいえない。しかしながら、近年、学校、家庭、地域住民等が相互に連携協力し、地域全体で学校や子供たちの教育活動を支援する体制が整備されつつあり、今後もその役割は増していくことに鑑みると、部活動指導者も含めて地域住民等に対して個人情報の適切な取扱いや守秘義務についても指導を行うことは重要性を増すと思料される場所である。このことから、本件についても、マニュアルに書面で指導すると規定している以上、特段の事情がない限り、適切に文書を作成し、指導を行うことが適切であったと言わざるを得ない。

なお、実施機関である学校指導課においては、平成26年度から各学校長が補助指導者へ交付するための書面として、「中・高等学校部活動の補助指導者の皆さまへ」を作成し、当該書面の「4 服務規律等」には「④個人情報など服務上知り得た秘密は、任用期間中はもちろん、退職後においても絶対に漏らさないこと。」と明記していること、また、補助指導者の全員が出席を要する学校指導課主催の全体研修においても同様の説明を行う等の改善がなされたことが確認で

きたため、今後は個人情報の適切な取扱いや守秘義務の重要性に鑑み、その手続きが徹底されることを要望する。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年5月12日	実施機関からの諮問
平成26年6月6日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年7月7日	審査請求人が反論意見書を提出
平成26年2月4日（第1部会）	審議
平成27年3月11日（第1部会）	実施機関より意見聴取
平成27年4月15日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子